

湯沢雄勝広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和3年4月1日

湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長

湯沢雄勝広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者及び湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

湯沢雄勝広域市町村圏組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、次のとおり担当部署及び責任者を定め、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を実施することとしている。

| 部 局 | 責任者 | 担当部署 |
|-------|----------|------------|
| 管理者部局 | 総務財政課長 | 総務財政課総務班 |
| 消防部局 | 消防本部総務課長 | 消防本部総務課総務班 |

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者部局及び消防部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情につい

て分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、管理者部局及び消防部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【消防部局】

- ① 令和8年度までに少なくとも2名の女性職員を採用し、職員に占める女性職員の割合を上げる。

【管理者部局・消防部局共通】

- ② 継続的に職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度の利用率を50%以上にする。
- ③ 継続的に職員の年次休暇の取得率を70%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

【管理者部局・消防部局共通】

- ① 出産を予定している職員及び配偶者が出産を予定している職員に対し、担当者による面談を実施して、職業生活と家庭生活の両立を支援する制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）についての助言を行う。
- ② 年度毎に年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ③ ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりに努める。
- ④ ハラスメント相談窓口の周知などを徹底し、ハラスメントを未然に防止する体制整備を進める。